

## インターネット出版管理暫定規定

2008年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター 編

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に帰するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

## インターネット出版管理暫定規定

(新聞出版総署・情報産業部制定、2002年6月27日公布、2002年8月1日施行)

### 目次

- 第1章 総則 (第1条～第5条)
- 第2章 行政審査認可と監督管理 (第6条～第11条)
- 第3章 インターネット出版機構の権利及び義務 (第12条～第23条)
- 第4章 罰則 (第24条～第28条)
- 第5章 附則 (第29条～第30条)

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

インターネット出版活動に対する管理を強化し、インターネット出版機構の合法権益を保障し、わが国のインターネット出版事業の健全かつ秩序ある発展を促進するため、「出版管理条例」及び「インターネット情報サービス管理規則」に基づき、本規定を制定する。

### 第2条 (原則)

インターネット出版活動に携わる場合、憲法及び関連の法律、法規を遵守し、人民のために奉仕し、社会主義のために奉仕するという方向性を堅持し、民族の素質の向上、経済の発展の推進、社会の進歩の促進に役立つあらゆる思想・道徳、科学技術及び文化知識を伝達し、蓄積し、人民の精神生活を豊かにしなければならない。

### 第3条 (適用)

中華人民共和国国内でインターネット出版活動に携わる場合、本規定を適用する。

### 第4条 (新聞出版総署の職責)

新聞出版総署は、全国のインターネット出版業務の監督管理を担当し、その主な職責は次に掲げるとおりとする。

- (1) 全国のインターネット出版計画を制定し、かつ実施すること
- (2) インターネット出版管理の方針、政策及び規則を制定すること
- (3) 全国のインターネット出版機構の総数、構成及び配置の計画を制定し、かつ実施すること
- (4) インターネット出版機構に対して事前審査認可を行うこと
- (5) 関連の法律、法規及び規則に基づき、インターネット出版内容について監督管理を実施し、国の出版法規に違反する行為について処罰を実施すること

省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門は、管轄行政区域内のインターネット出版に対する日常管理業務を担当し、管轄行政区域内のインターネット出版業務の取扱申請者について審査を行い、管轄行政区域内の国の出版法規に違反する行為について処罰を実施する。

#### 第5条（定義及び範囲）

本規定においてインターネット出版とは、インターネット情報サービス提供者が、自らが創作し、又は第三者が創作した著作物を、選択及び編集加工を経て、インターネット上に掲載し、又はインターネットを通じてユーザー端末に送り、公衆の閲覧、閲読、使用又はダウンロードに供するオンライン伝達行為を指す。その著作物には主に次に掲げるものを含むものとする。

- (1)既に正式に出版されている図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品、電子出版物等の出版物の内容又はその他のメディアで公表された著作物
- (2)編集加工を経た文学、芸術及び自然科学、社会科学、工学技術等の分野の著作物

本規定においてインターネット出版機構とは、新聞出版行政部門及び電信管理機構の認可を経て、インターネット出版業務を取り扱うインターネット情報サービス提供者を指す。

## 第2章 行政審査認可と監督管理

#### 第6条（認可）

インターネット出版活動に携わる場合、認可を経なければならない。認可を経ない場合は、如何なる単位又は個人も、インターネット出版活動を展開してはならない。

インターネット出版機構が法に従いインターネット出版活動に携わる場合、如何なる組織又は個人も、妨害してはならず、阻止してはならず、損なってはならない。

#### 第7条（条件）

インターネット出版業務を取り扱う場合、「インターネット情報サービス管理規則」に定める条件に合致するほか、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1)確定した出版範囲を有すること
- (2)法律、法規の規定に合致する定款を有すること
- (3)必要な編集出版機構及び専門人員を有すること
- (4)出版業務の必要性に応じた資金、設備及び場所を有すること

#### 第8条（申請）

インターネット出版業務の取扱を申請する場合、主催者が所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に申請するものとし、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門が審査の上で同意した後、新聞出版総署に審査認可を求める。

#### 第9条（提出資料）

インターネット出版業務の取扱を申請する場合、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1)新聞出版総署が統一して作成発行する「インターネット出版業務申請表」
- (2)機構の定款
- (3)資金の出所、金額及びその信用証明書。
- (4)主要責任者又は法定代表者及び主要な編集者、技術者の専門職名証明書及び身分証明書

(5) 仕事場所の使用証明書

#### 第10条（申請の処理）

新聞出版行政部門は、申請を受理した日から60日以内に、認可又は不認可の決定を行うものとし、かつ所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門が書面で主催者に通知する。不認可の場合、理由を説明するものとする。

#### 第11条（関連手続）

インターネット出版業務が認可された後、主催者は、新聞出版行政部門の認可文書をもって、省、自治区、直轄市の電信管理機構で関連手続を行わなければならない。

### 第3章 インターネット出版機構の権利及び義務

#### 第12条（認可文書番号）

インターネット出版機構は、そのウェブサイトのホームページに新聞出版行政部門の認可文書番号を明示しなければならない。

#### 第13条（変更）

インターネット出版機構が名称又は主催者を変更する場合及び合併又は分割する場合には、本規定第8条及び第9条の規定に従い変更手続を行い、かつ新聞出版行政部門の認可文書をもって、省、自治区、直轄市の電信管理機構で然るべき手続を行わなければならない。

#### 第14条（業務の終了）

インターネット出版機構がインターネット出版業務を終了する場合、主催者は、インターネット出版業務終了の日から30日以内に所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門で抹消手続を行い、かつ新聞出版総署に報告しなければならない。同時に、関連の省、自治区、直轄市の電信管理機構でインターネット情報サービス業務経営許可証の変更又は抹消手続を行わなければならない。

#### 第15条（登記の抹消）

インターネット出版機構が登記の日から180日以内にインターネット出版活動を行わない場合、登記を行ったものの新聞出版行政部門が登記を抹消し、かつ新聞出版総署に報告する。同時に関連の省、自治区、直轄市の電信管理機構に通知する。

#### 第16条（重大な主題の届出）

インターネット出版機構が国の安全及び社会の安定等の分野に関わる重大な主題を出版する場合、重大な主題の届出についての規定に従い、新聞出版総署に届け出なければならない。届出を経っていない重大な主題は、出版してはならない。

#### 第17条（掲載禁止内容）

インターネット出版は、次に掲げる内容を掲載してはならない。

- (1)憲法で定める基本原則に反するもの
- (2)国の統一、主権及び領土の完全性をおびやかすもの
- (3)国家機密を漏洩し、国の安全をおびやかすもの又は国の名誉及び利益を損なうもの
- (4)民族の憎しみ及び民族差別を扇動し、民族の団結を損ない、又は民族の風俗及び習慣を侵害するもの
- (5)邪教及び迷信を宣揚するもの
- (6)流言を広め、社会の秩序を乱し、社会の安定を損なうもの
- (7)猥褻、賭博又は暴力を宣揚し、又は犯罪を教唆するもの
- (8)他人を侮辱又は誹謗し、他人の合法権益を侵害するもの
- (9)社会の公德又は民族の優秀な文化伝統をおびやかすもの
- (10)法律、行政法規及び国の規定で禁止されるその他の内容を含むもの

#### 第18条（未成年を対象とするインターネット出版の内容）

未成年を対象とするインターネット出版の内容は、未成年が社会の公德に反する行為及び違法犯罪行為を模倣することを誘発する内容、及び恐怖、残酷等の未成年の心身の健康を害する内容を含んではならない。

#### 第19条（虚偽内容等の掲載による法律責任）

インターネット出版の内容が真実でない、又は公正でないことにより、公民、法人又はその他の組織の合法権益が侵害された場合、インターネット出版機構は、公開訂正し、影響を除去し、かつ法により民事責任を負わなければならない。

#### 第20条（掲載の停止）

インターネット出版機構は、その掲載又は発送する著作物に本規定第17条及び第18条に掲げる内容のいずれかが含まれていることが判明した場合、直ちに掲載又は発送を停止し、関連の記録を保存し、かつ所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門に報告するとともに、新聞出版総署に写しを送付しなければならない。

#### 第21条（編集責任制度）

インターネット出版機構は、編集責任制度を実施しなければならない、専門の編集人員を置いて出版内容について審査を行わせ、インターネット出版内容の合法性を保障しなければならない。インターネット出版機構の編集人員は、職務に就く前の研修を受けなければならない。

#### 第22条（バックアップ記録の保存）

インターネット出版機構は、その掲載又は発送する著作物の内容及びその時間、インターネットアドレス又はドメインネームをバックアップ記録し、バックアップ記録を60日保存し、かつ国の関連部門が法に従い問い合わせる時は、これを提供しなければならない。

**第23条（法律遵守義務）**

インターネット出版活動に携わる場合、国の著作権に関する法律、法規を遵守しなければならない、その掲載又は発送する著作物に関連する著作権の記録を明示しなければならない。

**第4章 罰則****第24条（違法出版活動）**

認可を経ずに、無断でインターネット出版活動に携わった場合、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門又は新聞出版総署が取り締まり、違法出版活動を行った主要な設備、専用の道具及び違法所得を没収し、違法経営額が1万元以上であるときは、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科し、違法経営額が1万元未満であるときは、1万元以上5万元以下の過料を併科する。

**第25条（第12条に違反した場合）**

本規定第12条に違反した場合、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門又は新聞出版総署が警告を与え、5,000元以上5万元以下の過料を併科する。

**第26条（第16条に違反した場合）**

本規定第16条に違反した場合、未届出の重大な主題の著作物の掲載又は発送の停止を命じ、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門又は新聞出版総署が警告を与え、1万元以上5万元以下の過料を併科する。情状が重いときは、期限を定めて営業停止・整顿を命じ、又は認可を取り消す。

**第27条（第17、18条に違反した場合）**

インターネット出版機構が本規定第17条及び第18条で禁止する内容を掲載又は発送した場合、省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門又は新聞出版総署が違法所得を没収し、違法経営額が1万元以上であるときは、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科し、違法経営額が1万元未満であるときは、1万元以上5万元以下の過料を併科する。情状が重いときは、期限を定めて営業停止・整顿を命じ、又は認可を取り消す。

**第28条（第22条に違反した場合）**

本規定第22条に違反した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機構が是正を命じる。情状が重いときは、営業停止・整顿を命じ、又はウェブサイトを一時的に閉鎖する。

**第5章 附則****第29条（本規則施行前に業務に携わっていたものの審査認可手続）**

本規定の施行前に国の関連規定に従い既にインターネット出版活動に携わっているものは、本規定施行の日から60日以内に本規定第8条及び第9条の規定に従い審査認可手続を行わなければならない。

第30条（施行日）

本規定は 2002 年 8 月 1 日より施行する。

出所：「中国経済六法 2007 年版」（日本国際貿易促進協会出版、森・濱田松本法律事務所翻訳）